

# 「戸田市議会基本条例の一部を改正する条例(案)」について ご意見を募集します

戸田市議会では、本条例策定から約10年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ検証し見直した結果、「戸田市議会基本条例」を改正します。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

## 記

### 1 意見募集期間

令和3年12月6日(月)から令和4年1月5日(水)  
最終日は午後5時まで

### 2 資料公開場所

議会事務局、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター(コンパル)、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館(さくらパル)、上戸田地域交流センター(あいパル)及び市議会ホームページ

### 3 関係資料

別添 ・ 戸田市議会基本条例の一部を改正する条例(骨子)について

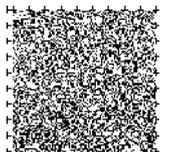
### 4 提出方法

資料公開場所への持参、郵送、FAX(433-2212)、  
電子メール(gikaijimu@city.toda.saitama.jp)  
資料公開場所により受付時間が異なります。

### 5 ご意見を提出する際の留意事項

提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名(法人にあっては、名称・所在地等の連絡先)を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。



## 6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

## 7 「戸田市議会基本条例の一部を改正する条例（案）」について及び「戸田市議会パブリック・コメント制度」についての問合せ先

戸田市議会事務局

電話 048 - 441 - 1800（内線524）

